狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想(素案)に対するパブリックコメント実施結果(概要)

(1) パブリックコメント募集方法

- ①広報こまえ(平成27年6月15日号、7月1日号)への掲載
- ②狛江市ホームページへの掲載
- ③まちづくり推進課窓口での閲覧

(2) パブリックコメント提出方法

- ①まちづくり推進課への書面による提出
- ②郵便による送付
- ③ファクシミリによる送信
- ④電子メールによる送信

(3) 実施期間

平成27年7月1日(水)から7月31日(金)まで

(4)提出できる者の範囲

- ①狛江市内に住所を有する者
- ②狛江市内に事務所又は事業所を有する者
- ③狛江市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④ 狛江市内に存する学校に在学する者

(5)提出数

提出者数 105 人 意見等件数 56 件

(6) 市民説明会

日時	場所	参加者
平成27年7月4日 (土)午後2時から	あいとぴあセンター4階講座室	86名
平成27年7月7日 (火)午後7時から	南部地域センター1階多目的ホール	12名
平成27年7月8日 (水)午後7時から	野川地域センター1階ホール	15名
平成27年7月12日(日)午後2時から	防災センター401・402・403 会議室	52名

狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想(素案)に対するパブリックコメント実施結果

1. 市民説明会での意見

No.	市民説明会での意見 内容(概略)	回答
INO.		<u>即</u> 台
1	民有地の中に何世帯あって何人住んでいるのか教えてほしい。 どのくらいの方が計画区域内に住まれているのか。	計画区域内の住人数及び世帯数について、具体的な数値は現在把握しておりません。しかし、計画区域は元和泉二・三丁目の中にありますので、参考として住民基本台帳の平成27年7月1日現在の人口・世帯数を示させていただきますと、元和泉二・三丁目の人口は2,355人、世帯数は1,267世帯です。また、平成24年度に実施した和泉多摩川緑地の現況調査によれば、区域内の民有地には約470棟の住宅が存在していることを把握しております。
2	拍江市には文化財を保存する施設がない。調 布市には郷土資料館に土器や昔の扇風機等が 展示されているが、展示用スペースを都立公園 の中に設けてもいいと思っている。	本構想は、昭和17年に都市計画決定された和泉多摩川緑地に都立公園を誘致するために、当該地の立地特性やその優位性、また都立公園とすることの意義を東京都へ提示するためのものです。そのため、都立公園内にどのような施設を整備するかについては取り上げておりません。この点を明確にすべく、「序章 本構想の位置づけ」を追記する修正を行いました。 都立公園内にどのような施設を整備するかについては、東京都と協議を行い、東京都による都市計画公園としての都市
	1277) フェンテルソトとんししいのか、美体いにし	計画変更が行われた後に都民参加を経て、公園全体の整備計画を検討する段階で議論することとなりますので、現段階では貴重なご意見として頂戴いたします。
3	素案に記述されているスケジュールはあくまでも構想段階で一例であるとのことだが、具体的に記載しすぎであり、これに則って事業が進むと誤解しやすい。	想定される事業スケジュールについては、一例として記載しておりましたが、あくまで狛江市で想定したものであることから、記載方法を修正しました。 具体的には、想定される事業スケジュールは、第1段階の都立公園誘致の協議及び都市計画変更段階のみ示すこととしました。
	平成36年までに新たに170haの都立公園を開園させると書いてあるが、どうなのか。	
4	で立ち退きが出ると書いてあったが、立ち退きをしないということはあり得るか。また、この計画	本構想は昭和17年に都市計画決定されている和泉多摩川緑地の区域に都立公園を誘致するため、東京都に対し協議を進めるにあたり、和泉多摩川緑地の立地の優位性や都立公園として整備する意義について、東京都に示すために作成したものです。都立公園誘致が実現できるかは今後の東京都との協議によるものであり、公園整備の段階に至った場合には住民との合意が前提で進めさせていただくものです。
5	公園を作るのは東京都か狛江市か。	現段階では狛江市として和泉多摩川緑地に都立公園を誘致したいという形ですが、都立公園誘致の協議が整った場合 には、公園を整備するのは東京都となります。
6	福祉がよくなる見込みはどのくらいあるか。	この事業によって狛江市の財政状況や、税金や福祉に対する見込みについては、数値的な検討は行っておりません。公園整備段階における財政負担については、整備主体が東京都となるため、影響はないと考えております。また、和泉多摩川緑地に都立公園を誘致できれば、本構想に示したように、スポーツ・レクリエーション機能の充実や環境保全、景観軸の形成、防災機能の充実が期待できると考えております。さらに、本構想のパークマネジメントによる新しい公園の管理と運営が実現すれば、都民の視点に立って整備、管理を進め、自立した持続可能な管理運営を行えると考えております。
7	都立公園を誘致する区域には、民有地を含め ず、公有地のみで進めて欲しい。	本構想の「第2章 4 都立公園整備の推進プログラム」の内容を第3段階の都立公園の整備エリア(案)を必要最小限の民有地を含めることで公有地と一体化させるように修正しました。 具体的には、第1段階は都立公園誘致の協議及び都市計画変更段階、第2段階は、公有地を中心に整備をする段階、第3段階は、公園等を成形化するために検討を始める段階とし、第3段階までの整備エリア(案)として、必要最小限の民有地を含めることを明示しました。なお、素案で第4段階として示していた都市計画区域全体の利用イメージは、参考として示すにとどめ、あくまでも第3段階までの整備の進捗を踏まえ、周辺のまちづくりとともに都立公園の広域的な利用の推進の検討を図るものと明記しました。
8	と意識して欲しい。 ・立ち退きの説明の中で、強制的な立ち退きはほとんど有りえないと聞いた。その点についてきちんと確認してほしい。 ・是非地元の声を聞いていただきたい。 ・皆さんの声をもう少し聴いて、その上で計画を立てた方がお互いにスムーズでいいのではないかと思います。説明をもう少し丁寧にしていた	本構想の「第2章 4 都立公園整備の推進プログラム」の各段階において、都民参加で検討を進めていく方向を明記する形に修正しました。 具体的には、第1段階では整備の基本方針立案段階で都民参加を行うこと、第2段階では整備計画立案の段階で都民参加を行うこと、第3段階では和泉多摩川緑地及び周辺のまちづくりの方向性について、地権者をはじめとする地域住民と検討を行う旨を明記しました。東京都が整備の基本方針を立案する段階から、ワークショップや公聴会等の開催を行い、都民参加での計画立案となるよう、市が働きかけを行ってまいります。 また、都立公園誘致が実現できるかは今後の東京都との協議によるものであり、公園整備の段階に至った場合には住民との合意が前提で進めさせていただくものです。これまでの都立公園の実例から、強制的な立ち退きはないと考えております。
9	だきたい。 3.11震災時に実際に狛江高校に避難された方の実数を把握しているか。	平成23年3月11日の震災時には、都立狛江高校は在校生への対応が必要となったため、避難所として開放されませんでした。そのため、狛江市では帰宅困難者のうち通過者に対して駄倉地区センターの開放をいたしました。3月12日午前1時に小田急線が運行を始めましたが、その時点までの施設利用者は約65人でした。
		東京都が策定した都市計画公園・緑地の整備方針には、10ha以上で将来管理者や事業主体が未定の都市計画公園・ 緑地については、早期整備に向けて今後とも都区市町が調整を進めていくことの記述がされております。また、将来管理
10		者及び事業主体の明確化について、10ha未満の都市計画公園・緑地は区市町の所管であることが記述されていましたが、平成23年12月の改正により、削除されています。
L	1	

No.	内容(概略)	回答
11	能性もある。このことを十分考慮した上で防災	和泉多摩川緑地は、過去明治期に大きく浸水し湖のようになったこともあり、土手より低く、ハザードマップによっても浸水する危険があることは把握しており、防災公園の観点から、水害対策については今後、多角的な検討が必要と考えております。ハザードマップの前提としている条件を踏まえ、より安全化して災害時に備えることを東京都に対しても要望していきます。
12		東京都に本構想を提出するのは、平成27年10月を目途としておりますが、今後の市民意見の調整を踏まえ、提出時期を 検討していきます。
13	計画区域内の道路の割合は15%と示されているが、そのうち市道は何%か。	計画区域内の全道路のうち、市道は約41%です。
14	昭和17年に都市計画決定した区域はもうそれで 決まりなのか。 昭和17年の計画はもう変えることはできないの	市としてはまず都立公園の誘致を進め、誘致が決まった後に東京都により都市計画区域の変更についても検討をする 段階になりますが、都市計画とは、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、土地利用と緑地等の自然環境、基盤施 設の整備を適正に配置することにより、調和を図りつつ機能的な都市活動を確保しようとするもので、様々な利用が競合 するので、合理的な利用が図られるよう一定の制限を設けています。ただし、その制限は、都市計画法(昭和43年法律 第100号)に基づく適正な手続きに裏付けされた公共性のある計画である必要があります。和泉多摩川緑地は、国(内務省)が昭和17年に都市計画決定を行った都市施設です。この都市施設に関する都市計画の見直しの考え方について、 都市計画運用指針(平成27年1月 国土交通省)には、「都市施設の都市計画は都市の将来の見通しの下、長期的視点 からその必要性が位置づけられているものであり、単に長期にわたって事業に着手しないという理由のみで変更すること は適切ではない。都市施設の配置の変更や規模の縮小、廃止は、個別の箇所や区間のみを対象とした検討を行うので はなく、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する地域全体としての施設の配置や規模等の検討を行い、その 必要性の変更理由を明らかにした上で行われるべきである。」と記されています。
15	なぜ今のタイミングで素案を作るのか。東日本 大震災以降必要性に迫られており、都立公園 がないことによって狛江市民に不利益が生じる ことが根拠なのか、あるいは市長が公約にして いることが根拠なのか、いまいちわからないの	市長の公約の一つに含まれておりますが、和泉多摩川緑地を都立公園として整備する目標は、狛江市後期基本計画をはじめ狛江市都市計画マスタープランや狛江市緑の基本計画にも記載されており、また狛江市都市公園条例の住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を達成するためにも、必要な取組みとなります。和泉多摩川緑地は、都市計画決定から70年余りを経て、少子高齢化社会の進行や環境に優しいまちづくりの推進の必要性、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験を踏まえた防災機能の確保や良好な景観の形成といった新たな時代のニーズに対応する必要があります。また、平成26年12月に策定された「東京都長期ビジョン」において、自然環境の創出・保全により自然豊かな都市環境を次世代に継承していくための政策展開の一つとして、「都市における緑の拠点として、平成36年までに新たに170haの都立公園を開園させる」ことが示されました。こうしたことから、和泉多摩川緑地について都立公園の誘致を推進することを目的に、本構想をまとめました。
16	市民説明会の様子をカメラで録画し、ホーム ページに載せてほしい。	市民説明会の様子をカメラで録画しておりませんので、ホームページに掲載することはできません。今後の検討課題とさせていただきます。
17	民有地を買収することがスムーズにいったとして、	都立公園誘致が実現できるかは今後の東京都との協議によるものであり、公園整備の段階に至った場合には住民との 合意が前提で進めさせていただきますので、整備完了までには非常に時間が必要になります。都立公園の整備は、東 京都が整備主体となりますので、都立公園整備の完了時期について狛江市がお答えすることはできません。
18	ら10年後の平成36年であると考えていいのか。	素案で第4段階として示していた都市計画区域全体の利用イメージは、参考として示すにとどめ、あくまでも第3段階までの整備の進捗を踏まえ、周辺のまちづくりとともに都立公園の広域的な利用の推進の検討を図るものと明記する形に修正しました。
19	和泉多摩川緑地を将来管理していくのは狛江市であると聞いていたが、都市計画を変更することで全部もしくは一部の役割分担を決めることができるのか。	東京都の都市計画公園・緑地の整備方針によれば、昭和44年以降に都市計画決定又は変更が行われたものについては、将来管理者、事業主体が定められております。なお、平成24年4月から、10ha以上の都市計画公園・緑地の都市計画決定権限は、都又は国が設置するものを除き、区市町村に移譲されることとなりましたが、和泉多摩川緑地については、本構想を東京都に提案し、都立公園誘致の協議と合わせて、将来管理者協議を行う予定です。その際、東京都と狛江市の役割分担を決定いたします。
	つ頃になるのか。 都有地や防衛省の土地を都立公園用地として 確保できるかどうかの交渉は、第1段階よりも前	本構想の「第2章 4都立公園整備の推進プログラム」の第1段階において、想定される事業スケジュール(一例)を追記する修正を行いました。 具体的には、都立公園誘致の協議については、平成29年度中を目途に行い、東京都における都市計画変更は平成32 年度中を目途に行う予定としております。和泉多摩川緑地内の都立公園の将来的なイメージから施設の種類や配置を 決め、今後の整備の進め方の方向性を都民参加で策定する整備の基本方針立案についても合わせて取り組むことを検 討しています。
21	るのか。 ・公園予定地であることを知らなかったことは、 あくまでも個人の責任であり、公園になるまでに 所有地をどうにかしなければいけないということ か。 都立公園になると、費用は都が一切負担してく	現段階では狛江市として和泉多摩川緑地に都立公園を誘致したいという形ですが、都立公園誘致の協議が整った場合には、公園を整備するのは東京都となります。そのため、用地取得や整備については、東京都が行うことになりますので、補償の内容等については、お答えすることはできません。
22		本構想の「第2章 4都立公園整備の推進プログラム」の想定される事業スケジュール(一例)については、期別の区分を 削除し、また第1段階のみ示すことに修正しました。

No.	内容(概略)	回答
23	お年寄りに対する説明の機会を設けてほしい。 ・この計画に関係する元和泉二丁目、三丁目の人たちに説明会を開いてから進めるべき。 ・当該エリアの住民にどのような説明が必要か、規制もあるがメリットもあったということも含めてきちんと話をしていただきたいと思います・当該のエリアの方々と、それ以外の市民とでは利害が異なりますので、説明会の開催の仕方も含めて今後の検討課題としていただければと思います。	貴重なご意見として頂戴いたします。
	高規格堤防事業というのは、いわゆるスーパー 堤防のことか。検討委員会では学識者の方から どんな意見が出たのか。	高規格堤防は、スーパー堤防と同様のものです。高い水位による洪水被害を未然に防ぐため、堤防の高さに対し30倍の幅を持つ大規模な堤防です。防災公園の観点から、水害対策については今後、多角的な検討が必要と考えております。
25		回答はされておりません。本構想において都立公園についての理念やイメージ、考え方を示し、都立公園誘致に向けた 協議を本格化していきたいと考えております。
26	都市計画緑地とはどういうものなのか。即ち公園になるものなのか。	都市計画運用指針(平成27年1月 国土交通省)では都市計画公園と都市計画緑地はどちらも都市計画法第11条第2項に定められている都市施設ですが、公園とは、主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大地震火災等の避難等の用に供することを目的とする公共空地であり、一方緑地とは、主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地であるとされています。
27	地元の人がすく行ける場所にある公園が小さく ても必要です。	狛江市では、平成27年度に新たに都市計画公園を適正に配置する都市計画変更を行う予定です。よって、都立公園誘致により、市立公園が減らされることはありません。また、都立公園として整備がされるまでは、東京都と狛江市の役割分担として、市が引き続き市立公園の管理を行えるよう東京都と協議をしていくことを考えております。
28	都市計画公園の人口あたりの面積について、 日本の都市はパリなどに比べると低いのです が、狛江市はいかがですか。20haを人口で割っ て加算すると、どの程度のレベルになりますか。	都市計画公園の一人当たりの面積について、平成27年7月1日現在では一人当たり0.54㎡となっております。仮に和泉 多摩川緑地20.3haを都市計画公園に都市計画変更した場合の人口当たりの公園面積は、平成27年7月1日現在の人 口79,480人を基にすると、一人当たり約2.6㎡増え、約3.14㎡になることが見込まれます。
29	う理解でよろしいですか。第1段階で事業認可を取得する範囲はどこになりますか。 ・事業認可の範囲についての都に対する提案は、市民に対し説明した上で了承をとっていく、	本構想の「第2章 4都立公園整備の推進プログラム」の第1段階を都立公園誘致の協議及び都市計画変更段階に修正しました。このため、第1段階での事業認可取得予定の範囲はありません。なお、第2段階の公有地を中心に整備をする段階における事業認可取得予定の範囲は、防衛省共済組合狛江スポーツセンター部分、東京都水道局狛江緊急資材置場部分、水道局狛江住宅部分周辺を狛江市としてはイメージしておりますが、今後の東京都との協議により、実際の事業認可取得の範囲が決まるものです。 事業認可取得の際は、都民の意見を聞いた上で立案した整備計画を基に範囲を決めていくことになります。
30		28ページのイメージ図は国土交通省のイメージ図をそのまま使っており、あくまでイメージであって、このように進めると いうことではございません。
31	東京都に誘致の手を上げるのがいつまでで、いつまでに図案をつくらなければいけない、いつまでに立ち退きをしなければいけないという締切を東京都は設けているのでしょうか。また、誘致に手を挙げているのは狛江市だけでしょうか。	東京都が都立公園誘致についての募集をしているわけではありません。狛江市は平成6年度から東京都に対し都立公園誘致の話し合いをしてきましたが、平成25年度に要請書を提出しました。本構想は、和泉多摩川緑地に都立公園を誘致するために必要な理念やイメージをまとめ、狛江市が東京都へ提案するものとなります。このため、他の自治体が同時に都立公園誘致に手を挙げるというようなことはありません。
32	狛江高校は動かないのですか。関連して、あい とぴあは引っ越すのですか。	都立狛江高校の敷地については、多摩川河川敷を活用した様々な活動の拠点や中継地点としてのニーズを踏まえ、広域的な来園者を誘致するため、緑の准確保地としての緑化を進め、公園と一体的利用をすることを検討いたします。 なお、あいとぴあセンターは、現状のままを想定しています。
33	都は、何年までにこの計画を作らなければ予算を出さないという考えはないということですか。 毎年、都は予算を持っているのですか。ある時までに計画を立てなければ、他所に予算を持っていかれたり、途中まで進めて都の予算がなくなってしまったりということはないのですか。	東京都における予算執行の考え方については市では把握しておりませんが、平成26年12月に策定された「東京都長期 ビジョン」において、「都市における緑の拠点として、平成36年までに新たに170haの都立公園を開園させる」ことが示さ れています。都立公園誘致のための東京都協議の中で、市としては必要な対応を求めていきます。
34	のですか。	土地建物の売買の際、宅地建物取引業法第35条第1項第2号では、都市計画法に基づく制限については重要事項として、宅地建物取引士をして書面を交付して説明することを義務付けております。和泉多摩川緑地は都市計画緑地という都市計画になりますので、建替えの際には都市計画法第53条許可申請をしないと建築できませんが、3階建て以下の木造で地下のないものは原則許可することとなっております。なお、都市計画緑地の範囲は、都市計画図に示されており、ホームページ上でも公開しております。

2. パブリックコメント期間中の意見

No.	<u> 内容(概略)</u>	回答
1	立地特性を活かした利用者自身でつくる公園にしたい。	本構想では「第1章 和泉多摩川緑地を取り巻く状況」の中で、和泉多摩川緑地の立地特性を記載しています。具体的には、アクセシビリティ、生物多様性の確保の視点、また親水教育の拠点、周辺の歴史文化等について、優位性がある点を記載しております。 こうした立地特性を活かし、都立公園を誘致したいと考えております。

No.	内容(概略)	回答
2	区域内の住民へ丁寧に説明し、住民との合意 形成を行って欲しい。	本構想は昭和17年に国(内務省)により都市計画決定されている和泉多摩川緑地の区域に都立公園を誘致するため、東京都と協議を進めるにあたり、和泉多摩川緑地の立地の優位性や都立公園として整備する意義について、東京都に示すために作成したものです。その点を明記するため、「序章 本構想の位置づけ」を追記する修正を行いました。本構想を策定するにあたり、市民参加の手法としては、本構想を策定するために素案作成段階から議論・検討を行う策定委員会に和泉多摩川緑地の区域内にお住まいの方を含め、市民委員を公募させていただきました。また、素案について、地元住民の方を対象に7月4日に、市全域から広く意見を募集するために7月7日、8日及び12日の計4回市民説明会を実施し、7月5日にはシンポジウムを開催し、7月1日から7月31日までの期間でパブリックコメントを実施させていただきました。都立公園誘致が実現できるかは今後の東京都との協議によるものであり、公園整備の段階に至った場合には住民との合意が前提で進めさせていただくものです。その際の進め方について、今回いただいたご意見は、貴重なご意見として頂戴いたします。本構想については、「第2章 4 都立公園整備の推進プログラム」の各段階において、都民参加で検討を進めていく方向を明記する形に修正しました。具体的には、第1段階では整備の基本方針立案段階で都民参加を行うこと、第3段階では整備の基本方針立案段階で都民参加を行うこと、第3段階では整備の基本方針立案段階で都民参加を行うこと、第3段階では整備の基本方針を立案する段階から、ワークショップや公聴会等の開催を行い、都民参加での計画立案となるよう、市が働きかけを行ってまいります。
3	防災機能を有する公園誘致には賛成。	防災機能については、都立公園を誘致する意義のうち、災害時の意義として首都直下地震に備える広域防災機能の確保を打ち出しております。また、都立公園誘致によって実現できる公園の機能として、自治体の連携による広域防災拠点機能を記載しています。
4	想定されるリスクやデメリットについて説明して 欲しい。	リスクやデメリットについては、今後計画を明確にする段階で示していく必要があると考えております。都立公園誘致が実現できるかは今後の東京都との協議によるものであり、公園整備の段階に至った場合には住民との合意が前提で進めさせていただくものです。今後の情報提供については、狛江市が東京都と連携して行っていけるよう検討させていただきます。
5	広域性を強調すべき。	本構想においては、狛江市内に限った検討ではなく、広域的な観点から都立公園の誘致の必要性を記載しております。都立公園は、平成26年6月1日現在81ヵ所、約2,004haあり、そのうち和泉多摩川緑地を中心とした半径5kmの圏内には、神代植物公園、祖師谷公園及び砧公園がありますが、構想の中で災害時の高齢者及び子どもの歩行限界を2kmと記載していることから、半径2kmの圏内には都立公園は存在しておりません。また、都立公園が存在していない市は都内で6市となっており、狛江市はその一つで都立公園空白地となっております。さらに、都立公園のうち、大規模河川(江戸川、中川及び荒川)に隣接する公園として水元公園などがありますが、いずれも東京都の東側に位置し、西側の東京都と神奈川県境にある多摩川においては、河川敷をグラウンド等に利用している箇所は多いものの、河川に隣接している都立公園は存在していないのが現状です。和泉多摩川緑地は、神奈川県との行政境に近接していることから、和泉多摩川緑地を基点として、川崎市の生田緑地や等々力緑地等との連携を強化することも可能となるなど、都内だけでなく都外からの需要の検討も行っております。また、首都直下地震に備える広域防災機能の確保についても、言及しております。以上のように本構想では広域的観点からの検討を行っております。
6	東京都に対し、市の意向を明確に提示すべき。	都立公園誘致が実現できるかは今後の東京都との協議によりますが、市としては住民からの意見を踏まえ、東京都に対し必要な提案を積極的に進めていきます。
7	水道局用地の立体都市公園制度を活用する具体的なイメージについては、市民参加で議論すべき。	本構想の中で、現在東京都水道局の資材置場となっているエリアについては、立体都市公園制度を活用することを記載しておりますので、可能性の一つとして東京都に提案していきたいと考えております。なお、28ページのイメージ図は国土交通省のイメージ図をそのまま使っており、あくまでイメージであって、このように進めるということではございません。本構想の「第2章 4 都立公園整備の推進プログラム」の第2段階について、整備計画を立案する際は都民参加で行う旨を明確にする修正を行いました。今後の東京都との協議の中で、立体都市公園制度の活用を行う方向性となった場合には、その具体的な利活用の検討については、都民参加で行うよう東京都と協議を進めてまいります。
8	民間企業、金融・商業施設、幼稚園、学校、PTAの方等の幅広い年齢・立場の意見を汲み取って欲しい。	狛江市では本構想の策定にあたり平成26年4月に策定委員会を立ち上げました。委員会の委員には、学識経験者の他、和泉多摩川緑地都立公園化話し合い会代表、狛江市体育協会理事、関係町会の方、小学校PTA役員の方々で構成されています。都立公園誘致が実現できるかは今後の東京都と狛江市の協議によるものであり、公園整備の段階に至った場合には住民との合意が前提で進めさせていただくものです。その際の進め方について、今回いただいたご意見は、貴重なご意見として頂戴いたします。
9	都立公園内の施設についての意見	本構想は、昭和17年に国(内務省)により都市計画決定された和泉多摩川緑地に都立公園を誘致するために、当該地の立地特性やその優位性、また都立公園とすることの意義を東京都へ提示するためのものです。そのため、都立公園内にどのような施設を整備するかについては取り上げておりません。この点を明確にすべく、「序章 本構想の位置づけ」を追記する修正を行いました。 都立公園内にどのような施設を整備するかについては、狛江市が東京都と協議を行い、都市計画公園としての都市計画変更が行われた後に公園全体の整備計画を検討する段階で議論することとなりますので、現段階では貴重なご意見として頂戴いたします。
10	都立公園を誘致する区域には、民有地を含め ず、公有地のみで進めて欲しい。	本構想の「第2章 4 都立公園整備の推進プログラム」の内容を第3段階の都立公園の整備エリア(案)を必要最小限の民有地を含めることで公有地と一体化させるように修正しました。 具体的には、第1段階は都立公園誘致の協議及び都市計画変更段階、第2段階は、公有地を中心に整備をする段階、第3段階は、公園等を成形化するために検討を始める段階とし、第3段階までの整備エリア(案)として、必要最小限の民有地を含めることを明示しました。なお、素案で第4段階として示していた都市計画区域全体の利用イメージは、参考として示すにとどめ、あくまでも第3段階までの整備の進捗を踏まえ、周辺のまちづくりとともに都立公園の広域的な利用の推進の検討を図るものと明記しました。

No.	内容(概略)	回答
11	想定される事業スケジュール(一例)について (※特に第3段階以降)	本構想の「第2章 4 都立公園整備の推進プログラム」の想定される事業スケジュール(一例)については、期別の区分を削除し、また第1段階のみ示すことに修正しました。第3段階については、「長期的に開園を検討する区域」として、第2段階までの整備の進捗を踏まえ、和泉多摩川緑地及び周辺のまちづくりの方向性について地権者をはじめとする地域住民と検討を行うものとしました。
12	「整序」は使わないで欲しい。	「整序」については使用しない形に修正いたしました。
13	外国人が宿泊可能な建物を設置して欲しい。	整備内容は、本構想の段階では具体化しておりません。都立公園を誘致するための構想ですので整備に当たるのは東京都となります。引続き外国人の方への対応策は、今後パークマネジメントの中で検討課題とさせていただきます。
14	昭和17年の都市計画決定を変更できないの か。	市としてはまず都立公園の誘致を進め、誘致が決まった後に東京都により都市計画区域の変更についても検討をする 段階になりますが、都市計画とは、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、土地利用と緑地等の自然環境、基盤施 設の整備を適正に配置することにより、調和を図りつつ機能的な都市活動を確保しようとするもので、様々な利用が競合 するので、合理的な利用が図られるよう一定の制限を設けています。ただし、その制限は、都市計画法(昭和43年法律 第100号)に基づく適正な手続きに裏付けされた公共性のある計画である必要があります。和泉多摩川緑地は、国(内務 省)が昭和17年に都市計画決定を行った都市施設です。この都市施設に関する都市計画の見直しの考え方について、 都市計画運用指針(平成27年1月 国土交通省)には、「都市施設の都市計画は都市の将来の見通しの下、長期的視点 からその必要性が位置づけられているものであり、単に長期にわたって事業に着手しないという理由のみで変更すること は適切ではない。都市施設の配置の変更や規模の縮小、廃止は、個別の箇所や区間のみを対象とした検討を行うので はなく、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する地域全体としての施設の配置や規模等の検討を行い、その 必要性の変更理由を明らかにした上で行われるべきである。」と記されています。
15	強制収用はあり得ないのか。	都立公園誘致が実現できるかは今後の東京都との協議によるものであり、公園整備の段階に至った場合には住民との合意が前提で進めさせていただくものです。また、これまでの都立公園整備の実例から、強制的な立ち退きはないと考えております。
16	都立公園誘致後の様々な影響について (費用対効果)	この事業によって狛江市の財政状況や、税金や福祉に対する見込みについては、数値的な検討は行っておりません。公園整備段階における狛江市の財政負担については、整備主体が東京都となるため、影響はないと考えております。なお、一般的に公園整備における用地費や施設整備費等は国庫補助金が活用されるため、都立公園整備の際は同様の手法により進められると考えられます。また、和泉多摩川緑地に都立公園を誘致できれば、本構想に示したように、スポーツ・レクリエーション機能の充実や環境保全、景観軸の形成、防災機能の充実が期待できると考えております。さらに、本構想のパークマネジメントによる新しい公園の管理と運営が実現すれば、都民の視点に立って整備、管理を進め、自立した持続可能な管理運営を行えると考えております。 利用者の見込みについては、構想の第2章に記載しているとおり、和泉多摩川緑地の誘致圏内の自治体における人口推計は、年少人口はやや減少傾向にある一方で、高齢者人口は増加していくことが見込まれております。また、和泉多摩川緑地誘致圏内の自治体を含む東京都における障がい者人口は、年々増加しております。このため、都立公園の利用者は一定程度見込まれると考えております。 雇用や地価の今後の変化については、把握しておりません。
17	インクルーシブ公園という言葉がわかりにくい。	和泉多摩川緑地に誘致する都立公園の目指す姿としては、「インクルーシブ(inclusive)公園」を目指します。これは、ユニバーサルという概念から一歩進んだ概念で、近年、社会的にも使われ始めています。障がい者や高齢者、子どもたちを含め、誰もが利用できるようなスポーツ・レクリエーション空間を整備することで全ての人の利用機会を確保し、また都立公園のアクセスも含め地域全体のまちづくりを進め、地域の住民との協働による管理、運営を行い、多摩川河川敷における地域のイベント等と連携した利活用により地域と一体となるような公園であって、災害時には広域的な防災拠点となりうるものを指しております。
18	少子化と人口減少の中で、ニーズや交流が「多 様化」するとはどういうことか。	今後、少子高齢化がさらに急速に進展していくなかで、都民の体力向上や健康増進への関心の高まり及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた施設の誘致など、東京都に求められている利用ニーズは多様化しております。 高齢者に対する認知症予防や運動機能向上のための運動空間の確保や健康増進、子どもに対する体力増進、障がい者に対する障がい者スポーツの推進を図ることができるスポーツ・レクリエーション空間の確保を行うことで、高齢者や障がい者を含む都民の多様な交流が可能となると考えております。
19	年譜中の「一万人を超える市民からの要望」とは何か。	市民で組織する「和泉多摩川緑地都立公園化促進協議会」が平成14年(2002年)4月から7月にかけて署名活動を行いました。その活動で一万人を超える署名を集め、東京都へ和泉多摩川緑地に都立公園を誘致する要望書の提出を「和泉多摩川緑地都立公園化促進協議会」が行っております。協議会は市とは別組織であり、署名した一万人のリストは市には存在しておりません。
20		本構想の「第2章 4 都立公園整備の推進プログラム」の内容を第3段階の都立公園の整備エリア(案)を必要最小限の民有地を含めることで公有地と一体化させるように修正しました。具体的には、第1段階は都立公園誘致の協議及び都市計画変更段階、第2段階は、公有地を中心に整備する段階、第3段階は、公園等を成形化するために検討を始める段階とし、第3段階までの整備エリア(案)として、必要最小限の民有地を含めることを明示しました。なお、素案で第4段階として示していた都市計画区域全体の利用イメージは、参考として示すにとどめ、あくまでも第3段階までの整備の進捗を踏まえ、周辺のまちづくりとともに都立公園の広域的な利用の推進の検討を図るものと明記しました。現段階では狛江市として和泉多摩川緑地に都立公園を誘致したいという形ですが、都立公園誘致の協議が整った場合には、公園を整備するのは東京都となります。用地取得や維持管理費に関する財源内訳については、東京都の考え方によりますので、狛江市はお答えすることはできません。なお、一般的に公園整備における用地費や施設整備費等は国庫補助金が活用されるため、都立公園整備の際は同様の手法により進められると考えられます。
21	多摩川住宅の敷地を利用すべき。	多摩川住宅は「一団地の住宅施設」という都市計画です。一方和泉多摩川緑地は「都市計画緑地」という都市計画となり、別の都市計画となります。
22	調布都市計画道路3・4・17号線の扱いについて	都市計画公園・緑地の中には、都市計画道路等の他の都市施設と重複しているものもあり、公園としての機能を道路が補完することも考えられます。調布都市計画道路3・4・17号線について、廃道にすることや移設することはありません。

No.	内容(概略)	回答
23	ノーリードを黙認すべきではない。	狛江市では、東京都動物の保護及び管理に関する条例に記載のある動物飼養の遵守事項の違反を黙認しているという 事実はございません。市の広報での周知活動や、市民の方から通報いただいた場合には現場確認、指導を行っており ます。今後も市民のみなさまからご理解をいただけますよう、マナーの向上、改善等の啓発活動を続けてまいります。
24	公園をつくるのは東京都か。	現段階では狛江市として和泉多摩川緑地に都立公園を誘致したいという形ですが、都立公園誘致の協議が整った場合には、公園を整備するのは東京都となります。
25	和泉多摩川緑地の都市計画決定時の原本を見せて欲しい。	調布都市計画緑地第2号和泉多摩川緑地の都市計画決定は、昭和17年に国(内務省)が行いました。そのため決定告示の原本は、狛江市には存在しませんが、当時の官報に告示の旨が記載されています。
26	ホームページでの構想素案の周知の仕方が不十分。	ホームページのシステムの性質上、トップページに掲載されるのは掲載後2週間となっております。一方パブリックコメントの実施期間は7月1日から7月31日まででしたため、トップページに掲載されていない期間が発生しました。貴重なご意見として頂戴いたします。
27	パークマネジメントについての意見	都立公園誘致が実現できるかは今後の東京都と狛江市の協議によるものであり、パークマネジメントの実際のプロジェクトについては、現段階では狛江市で既に行っているものや既存の都立公園で行っているものをイメージとして記載しております。実際に実施するプロジェクトの検討は、都立公園誘致が決まった後にさせていただきますので、現段階では貴重なご意見として頂戴いたします。
	都市計画公園に変更した場合の強制力の違いについて	都市計画公園も都市計画緑地もどちらも都市施設の1つであり、事業化する際にはどちらも都市計画事業であって、強制力に違いはありません。
29	スーパー堤防事業は不要ではないか。	高規格堤防については、水害対策の一例として示したもので、防災公園の観点から水害対策については今後、多角的な検討が必要と考えております。ハザードマップの前提としている条件を踏まえ、より安全化して災害時に備えることを東京都に対しても要望していきます。
30	シティーセールスとかみ合ったアイデアを構想 に盛り込んで欲しい。	シティーセールスとの関連については、狛江市シティーセールスプラン(平成26年4月)に示されている通り、魅力づくりとしては、狛江ブランドの確立の一つとして水と緑のまち、また狛江らしいイベントによる演出として、多摩川を活かした魅力づくり、文化・スポーツを活かした魅力づくりが挙げられています。本構想において、和泉多摩川緑地へ誘致する都立公園は、一級河川である多摩川沿いの景観を総合的に牽引するものと位置づけ、また旧日本水道株式会社が多摩川の伏流水と六郷用水を水源に給水していたという歴史的経緯を踏まえ、水源の歴史遺産を活用した拠点づくりを行う視点や既に水辺の楽校が展開され親水教育の拠点となっており、これを東京都全体の親水教育の拠点としていく視点を盛り込んでおり、狛江市シティーセールスプランの方針にも沿う内容となっております。
31	親水教育の拠点として欲しい。	既に水辺の楽校が展開されている等、親水拠点にふさわしい資源を有効活用することを今後狛江市から東京都に積極的に提案してまいります。貴重なご意見として頂戴いたします。
32	南部にも市として公園を設置すべき。	加江市では、平成27年度に新たに都市計画公園を適正に配置する都市計画変更を行う予定です。その中で、市南部に公園空白地が存在している点を踏まえ、駒井町二丁目地内に都市計画公園の都市計画決定を行う予定です。主に生産緑地となっている区域ですので、生産緑地の買取り申出を待ち、整備を行っていきたいと考えております。
33	第4段階の将来的に一体利用を検討する範囲の位置づけについて	素案で第4段階として示していた都市計画区域全体の利用イメージは、参考として示すにとどめ、あくまでも第3段階までの整備の進捗を踏まえ、周辺のまちづくりとともに都立公園の広域的な利用の推進の検討を図るものと明記する形に修正いたしました。 多摩川河川敷については、現状和泉多摩川緑地とは別の多摩川緑地という都市計画緑地として都市計画決定されており、和泉多摩川緑地に誘致する都立公園との一体的利用を推進していきます。
	土地建物の売買の際に、和泉多摩川緑地の都市計画区域内にあるということが何か説明されるのか。	土地建物の売買の際、宅地建物取引業法第35条第1項第2号では、宅地建物取引業者は都市計画法に基づく制限については重要事項として、宅地建物取引士をして書面を交付して説明することを義務付けております。和泉多摩川緑地は都市計画緑地という都市計画になりますので、建替えの際には都市計画法第53条許可申請をしないと建築できませんが、3階建て以下の木造で地下のないものは原則許可することとなっております。なお、都市計画緑地の範囲は、都市計画図に示されており、ホームページ上でも公開しております。
35	説明会の実施方法がずさんである。	構想素案の市民説明会開催については、市のホームページの他、平成27年6月15日号の広報に掲載しております。また、元和泉2・3丁目町会への情報提供、回覧板、市内の全自治会町会の掲示板と市内掲示板への掲示も行っております。また、パブリックコメントの開催期間中(平成27年7月1日から平成27年7月31日まで)市内7か所の施設では、構想素案に関するパネル展示や構想素案の公表と意見収集箱の設置を行いました。なお議事録については、HPに公開をしております。
36	完成年度はいつ頃か。	都立公園誘致が実現できるかは今後の東京都と狛江市の協議によるものであり、公園整備の段階に至った場合には住民との合意が前提で進めさせていただきますので、整備完了までには非常に時間が必要になります。都立公園の整備は、東京都が整備主体となりますので、都立公園整備の完了時期について狛江市がお答えすることはできません。
37	和泉多摩川緑地は浸水の危険がある区域であ る。	和泉多摩川緑地は、過去明治期に大きく浸水し湖のようになったこともあり、土手より低く、ハザードマップによっても浸水する危険があることは市としても把握しており、防災公園の観点から、水害対策については今後、多角的な検討が必要であると考えております。狛江市はハザードマップの前提としている条件を踏まえ、より安全化して災害時に備えることを東京都に対しても要望していきます。 庁内検討委員会や策定委員会の中で、浸水対策については、高規格堤防事業や立体都市公園制度の活用の可能性の検討が行われました。

No.	内容(概略)	回答
	なぜ今のタイミングで構想を策定するのか。	市長の公約の一つに含まれておりますが、和泉多摩川緑地を都立公園として整備する目標は、狛江市後期基本計画をはじめ、狛江市都市計画マスタープランや狛江市緑の基本計画にも記載されており、また狛江市都市公園条例の住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を達成するためにも、必要な取組みとなります。和泉多摩川緑地は、都市計画決定から70年余りを経て、少子高齢化社会の進行や環境に優しいまちづくりの推進の必要性、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験を踏まえた防災機能の確保や良好な景観の形成といった新たな時代のニーズに対応する必要があります。また、平成26年12月に策定された「東京都長期ビジョン」において、自然環境の創出・保全により自然豊かな都市環境を次世代に継承していくための政策展開の一つとして、「都市における緑の拠点として、平成36年までに新たに170haの都立公園を開園させる」ことが示されました。こうしたことから、和泉多摩川緑地について都立公園の誘致を推進することを目的に、本構想をまとめました。
39	和泉多摩川緑地以外の都市計画区域で都立公 園誘致の計画はないのか。	都市計画施設は市内に他にもありますが、立地特性や面積などで都立公園誘致に適した都市計画施設は、和泉多摩川緑地のみとなります。
40	資材置場はそのままで必要。	都立公園誘致が実現できるかは今後の東京都と狛江市の協議によるものであり、貴重なご意見として頂戴いたします。
41	市としても市立公園の設置をすべき。	狛江市では、平成27年度に新たに都市計画公園を適正に配置する都市計画変更を行う予定です。中でも中和泉三丁目 及び駒井町二丁目については、現状生産緑地となっている区域を都市計画公園として整備する予定です。
42	窓口がわからない。	問い合わせ窓口は、まちづくり推進課都市計画担当です。周知が不十分であった点については、今後の検討課題とさせていただきます。
43	パブリックコメントの周知が不十分。	構想素案についての市民説明会開催については、市のホームページの他、平成27年6月15日号の広報に掲載しております。パブリックコメントの実施については、市ホームページの他、素案の概要と合わせ、平成27年7月1日号の広報に掲載しております。また、元和泉2・3丁目町会への情報提供、回覧板、市内の全自治会町会の掲示板と市内掲示板への掲示も行っております。また、パブリックコメントの開催期間中(平成27年7月1日から平成27年7月31日まで)市内7か所の施設では、構想素案に関するパネル展示や構想素案の公表と意見収集箱の設置を行いました。
44	なぜそもそもの都立公園誘致の要否を住民に聞かないのか。	狛江市では和泉多摩川緑地への都立公園誘致の要請を、平成6年度から続けてきました。その過程で市議会からの意見書の提出がなされたり、テーマ型地区まちづくり協議会として和泉多摩川緑地の都立公園化を目指す諸活動の提案がなされたりといったことが行われてきました。なお、本構想策定のための庁内検討委員会及び構想策定委員会は、東京都に公園を誘致するための協議を狛江市が進めるため、都立公園の必要性や意義についての検討を行う場として位置付けております。
45	整備主体が東京都なら、なぜ東京都からお願いに来ず、狛江市からお願いするのか。	本構想は地域に密着した狛江市の立場から、都立公園にふさわしい立地特性を踏まえ、都立公園の理念やイメージを東京都に対しボトムアップで提案することにより、狛江市の歴史的資源を始めとする地域資源及び市民活動等を活かした先進的な公園整備ができることを念頭に作成しているものです。狛江市からの提案であることが、市民にとって有意義な都立公園誘致につながると理解しています。
46	和泉多摩川緑地のために歴史的に買収してきた公園を活用するべき。 (特に元和泉公園)	元和泉公園については現状も和泉多摩川緑地の都市計画区域に含まれており、本構想「第2章 4 都立公園整備の推進プログラム」の第1段階及び第2段階の公有地を中心に整備をする段階において、優先的に整備を目指す区域に含まれております。
47	和泉多摩川緑地の区域面積の数値の相違について	平成24年度和泉多摩川緑地現況図作成業務委託の成果品を基に作成した現況図上の区域面積が約19.2haです。昭和46年度の都市計画変更の際の区域面積が20.3haとなっており、差異が生じています。
48	第1段階の都市計画公園への都市計画変更の 理由と面積が現状より少なくなっている理由を 説明して欲しい。	平成24年度和泉多摩川緑地現況図作成業務委託の成果品を基に作成した現況図上の区域面積が約19.2haです。昭和46年度の都市計画変更の際の区域面積が20.3haとなっており、差異が生じています。このため、数値が減少していますが、特に区域から外れる部分はありません。なお、第1段階で想定している都市計画変更は、現状和泉多摩川緑地として都市計画決定されている区域の周辺にある市立公園を都市計画公園の都市計画区域に含めるものであり、多摩川河川敷については、都立公園と一体的利用を推進する形に修正しました。
49	第2段階の図面中で都水道局の一部が市有地になっているのはなぜか。	本構想の該当の図の修正をしました。
50	都市計画道路を挟んだ東側のエリアの取扱い について	都立公園誘致後の持続可能な管理運営を行う必要があることから、本構想「第3章 パークマネジメントによる新しい公園の管理と運営」にパークマネジメントの3つの方針とプロジェクトイメージを記載しております。実際に実施するプロジェクトの検討は、都立公園誘致が決まった後にさせていただきます。また、和泉多摩川緑地の都市計画区域の変更は、本構想「第2章 4 都立公園整備の推進プログラム」の第1段階で示している通り、今後都立公園誘致のための東京都と狛江市で協議を進めていく中で検討させていただきます。
51	調布都市計画道路3・4・17号線沿いの用途地域 の変更の予定はないのか。	和泉多摩川緑地の都立公園誘致について東京都と狛江市の協議の進捗状況を踏まえ、都市計画公園の区域が確定し次第、用途地域の変更を検討していく予定です。
52	市の土地を進んで提供するべき。	都立公園誘致の協議が整った場合には、公園を整備するのは東京都となりますが、狛江市としても公園へのアクセス確保のための道路等の付帯的な基盤整備を含む区域周辺のまちづくりや市域全体の市立公園の適正は配置についての取組みを進める必要があります。このため、本構想「第2章 4 都立公園整備の推進プログラム」の第1段階で周辺の市立公園を都市計画区域に含める予定としています。
53	都立公園の周辺のまちづくり(インフラ整備、ア クセス等)を進めるべき。	誘致する都立公園の目指すべき姿として、「インクルーシブ公園」というコンセプトを打ち出しております。この考え方は、都立公園を含めた地域全体のまちづくりとして、誰もが利用できる公園を目指すものであり、都立公園へのアクセスや周辺道路の安全確保についても進めていく方向としております。今後計画を明確にしていく段階で、周辺のまちづくりの検討も必要であると考えております。